

「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置」に伴う保険料補助の実施について

この度、当組合では「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置」としての保険料補助を今年度から実施することになりました。この補助は子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に、国からの要請に基づき実施されるもので、下記のとおり、**補助対象となった組合員(世帯)に対して、算定した額を補助する**ものです。

記

補助対象世帯の範囲と補助額について

組合員の世帯に属する未就学児が当該年度の11月30日(基準日)時点で当組合の被保険者である場合に、年度に1回、当該未就学児一人につき**1万2千円**を当該組合員に対して補助いたします。

(ただし、当該組合員が負担した当該年度(令和4年度)の保険料総額が当該未就学児一人につき1万2千円を乗じた額より少ない場合は、少ない方の額の補助となります)

上記の補助対象となる組合員の方宛に、当組合より**令和5年3月上旬頃、「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置に伴う保険料補助の受取り口座届出書」を送付**いたします。

組合規約を改正
いたしました

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の
軽減措置の導入による措置

当組合の規約第19条の次に「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入による措置」の規定を追加する必要が生じたので、以下のとおり、組合規約の改正を行いました。

新旧対照表

改正後

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第19条 組合員は保険料として、次の第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- 2 税理士である組合員は、その勤務税理士である組合員及び従業員である組合員の納付すべき保険料の二分の一を負担するものとする。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第19条の2 組合は、毎年11月30日時点において、組合員の世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)が属する場合には、当該組合員に賦課する当該年度の保険料(以下「補助対象保険料」という。)に対して、当該未就学児1人につき12,000円を乗じた額と当該組合員の補助対象保険料の総額とのいずれか少ない方の額を当該組合員に補助することとする。

- 2 前条第2項に該当する勤務税理士である組合員及び従業員である組合員についての前項に規定する「補助対象保険料」は、「当該組合員に賦課する当該年度の保険料から前条第2項の規定による税理士である組合員が負担する額の当該年度の総額を除いた額」と読み替えるものとする。

現行

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第19条 組合員は保険料として、次の第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- 2 税理士である組合員は、その勤務税理士である組合員及び従業員である組合員の納付すべき保険料の二分の一を負担するものとする。

(新設)

(新設)